

# めっき処理技術支援事業委託業務 企画提案仕様書

## 1 業務名

めっき処理技術支援事業委託業務

## 2 業務期間

契約の日から令和2年3月31日まで

## 3 委託業務の内容

### (1) 事業概要

本事業は、沖縄県工業技術センター内のめっき試作ラボ等を活用し、めっき処理の技術指導、めっき処理を活用した製品開発支援を行い、県内におけるめっき処理の内製化とめっきの需要喚起を図り、本県の表面処理体制の構築を進展させる。

### (2) 事業展開

#### ① めっき試作ラボ等を活用しためっき処理製品の作成支援

- ・めっき試作ラボで支援する対象製品の選定
- ・めっき試作ラボの仕様改良
- ・めっき技術指導・試作
- ・工業系のめっき処理に関する支援

※めっき処理はアルマイト等の表面処理を含むものとする

#### ② 表面処理体制の総括

- ・沖縄県が作成したロードマップを踏まえた進捗管理
- ・今後の表面処理体制の構築支援方針の策定

### (3) 実施体制

沖縄県のめっき処理をはじめとする表面処理に関する現状を的確に把握し、県との業務進捗状況や内容等に関する調整を行いながら、上記(2)を円滑に行うことが可能な実施体制とする。

## 4 再委託について

(1) 契約書で定める契約の主たる部分は以下のとおりとする。

- ア 契約金額の50%を超える業務
- イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 契約書で定める簡易な業務は以下のとおりとする。

- ア 資料の収集、整理
- イ 資料の複写、印刷、正本

## ウ 原稿・データの入力及び集計

### (3) 再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本契約の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

## 5 実施報告書の提出

(1) 事業の成果をまとめたものとして、実績報告書1部及び電子データを提出すること。  
※写真やグラフ等を用い、わかりやすく成果をまとめること。

(2) 提出期限：令和2年3月31日

(3) 提案者が、この委託事業により作成された報告書等の成果物及び取得した著作権は県が承継するものとする。

ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触する場合については、受託者の責任をもって処理すること。

## 6 委託業務の経理等

(1) 当該委託事業に係るすべての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要であること。また、支出額、支出内容について完了検査時に厳正に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払ができない場合があること。

(2) 委託業務に係る経費については、他の経理と明確に区分して委託費の用途を明らかにしておくこと。

(3) 委託費の支払いについては、委託業務完了後に提出する実績報告に基づき支払うべき委託費の額を確定し、精算払いを行うものであること。

## 7 その他

(1) その他、本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。

(2) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県へ質問書により照会すること。

(3) 委託事業を行うにあたっては、受託者は、定期的に県へ委託業務の進捗状況を報告するとともに、業務の進め方等について調整・確認すること。

(4) 試作ラボの仕様検討にあたっては、沖縄県(ものづくり振興課、工業技術センター)と調整を密にし、仕様の検討を行うこと。